

吸収合併に関する事後開示書面

2025 年 4 月 1 日

株式会社オカムラ

吸収合併に関する事後開示書面

2025 年 4 月 1 日

神奈川県横浜市西区北幸二丁目 7 番 18 号
株式会社オカムラ
代表取締役 中村 雅行

株式会社オカムラによる株式会社関西オカムラの吸収合併に係る事後開示
(吸収合併存続会社：会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後備置書面)

株式会社オカムラ（以下「吸収合併存続会社」という）及び株式会社関西オカムラ（以下「吸収合併消滅会社」という）は、2025 年 2 月 17 日付吸収合併契約に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、吸収合併（以下「本合併」という）を行いました。よってここに本合併に係る事後開示をいたします。

なお、本合併は、吸収合併存続会社においては同法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収合併、吸収合併消滅会社においては同法第 784 条第 1 項に定める略式吸収合併となります。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2025 年 4 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

吸収合併消滅会社は、吸収合併存続会社の完全子会社であり、吸収合併存続会社以外の株主が存在しなかったため、該当する事項はありません。

(2) 会社法第 785 条（反対株主の買取請求）の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、吸収合併存続会社の完全子会社であり、吸収合併存続会社以外の株主が存在しなかったため、該当する事項はありません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当する事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、2025 年 2 月 17 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

吸収合併存続会社に対して、本合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の買取請求）の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条 2 項に基づく簡易吸収合併であるため、同法第 797 条に規定する手続は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

吸収合併存続会社は、2025 年 2 月 17 日付の官報及び同日付の日本経済新聞において、吸収合併存続会社の債権者に対し、本合併について異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収合併存続会社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（吸収合併契約の内容を除く）別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2025 年 4 月 1 日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

(吸収合併契約書を除く 事前開示書面)

吸収合併契約に関する事前開示書面

2025 年 2 月 17 日

株式会社オカムラ

株式会社関西オカムラ

吸収合併契約に関する事前開示書面

2025 年 2 月 17 日

神奈川県横浜市西区北幸二丁目 7 番 18 号
株式会社オカムラ
代表取締役 中村 雅行

大阪府東大阪市稲田上町二丁目 8 番 63 号
株式会社関西オカムラ
代表取締役社長 栗原 実良

株式会社オカムラによる株式会社関西オカムラの吸収合併に係る事前開示
(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面)
(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

株式会社オカムラ（以下「吸収合併存続会社」という）及び株式会社関西オカムラ（以下「吸収合併消滅会社」という）は、2025 年 2 月 14 日、各社取締役会の決議を経て、2025 年 4 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」という）に係る吸収合併契約を締結いたしました。よってここに本合併に係る事前開示をいたします。

なお、本合併は、吸収合併存続会社においては同法第 796 条 2 項に定める簡易吸収合併、吸収合併消滅会社においては同法第 784 条第 1 項に定める略式吸収合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容

2025 年 2 月 14 日付で吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社で締結した吸収合併契約書は、別紙 1 をご参照ください。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社は、吸収合併存続会社の完全子会社であることから、本合併に際して株式その他の金銭の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

① 剰余金配当

吸収合併存続会社は、2024 年 12 月 10 日を効力発生日として、1 株当たり 45 円 00 銭（総額 4,267 百万円）の金銭による剰余金配当を実施しております。

② 完全子会社化

吸収合併存続会社は、2024 年 7 月 16 日付で、DB&B Holdings Pte. Ltd の残余発行済株式（30%。総額 6,068 百万円）を取得し、同社を完全子会社化しております。

③ 第 17 回無担保社債の発行

吸収合併存続会社は、2024 年 6 月 5 日、株式会社オカムラ第 17 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）（総額 50 億円、年 0.931%、償還期限 2029 年 6 月 5 日）の発行を行いました。

【吸収合併消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 効力発生日以降における債務の履行の見込みに関する事項

本合併により吸収合併存続会社が承継する吸収合併消滅会社の資産の額は負債の額を上回っており、本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 備置開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1

吸収合併契約書

別添のとおりです。

別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添のとおりです。

事業報告 [2023年4月1日から2024年3月31日まで]

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、パーパスである「人が活きる社会の実現」に向け、「豊かな発想と確かな品質で、人が活きる環境づくりを通して、社会に貢献する。」をミッションとして、すべての人々が笑顔で生き活きと働き暮らせる社会の実現を目指しております。

当連結会計年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和、外国人観光客の増加によるインバウンド需要の回復などにより、経済活動が正常化に向かう一方、ウクライナ・中東情勢を巡る地政学的リスク、中国経済の先行き懸念、諸資材・部品の価格高騰、世界的な金融引き締めに伴う金利・為替変動などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、コスト削減や価格転嫁の取組みの推進に取り組むとともに、コロナ後の環境変化、労働人口の減少など社会・市場の大きな変化を捉えた新たな需要の創出に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高298,295百万円（前期比7.7%増）、営業利益24,036百万円（前期比38.4%増）、経常利益26,227百万円（前期比38.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益20,280百万円（前期比27.5%増）となり、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益ともに過去最高となりました。

また、自己資本当期純利益率（ROE）は、12.6%（前期比1.7ポイント増）、総資産経常利益率（ROA）は、9.8%（前期比2.2ポイント増）、売上高営業利益率は、8.1%（前期比1.8ポイント増）となりました。

売上高

第88期（2023年3月期）	第89期（2024年3月期）
277,015百万円	298,295百万円

営業利益

第88期（2023年3月期）	第89期（2024年3月期）
17,372百万円	24,036百万円

経常利益

第88期（2023年3月期）	第89期（2024年3月期）
18,924百万円	26,227百万円

親会社株主に帰属する当期純利益

第88期（2023年3月期）	第89期（2024年3月期）
15,906百万円	20,280百万円

事業報告

セグメント別概況

オフィス環境事業



売上高
161,692百万円

セグメント利益
17,691百万円

主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

多様な働き方が求められるオフィスから、さまざまな人が集う教育施設、劇場、ミュージアムなどの文化施設、専門性の高い研究施設や、医療・高齢者施設まで、機能性と快適性を追求した製品とサービスを通して、最適な空間を提案しております。その他、諸官庁や自治体、金融機関、一般家庭まで、多彩な製品とサービスを提供しております。

売上高構成比
54.2%

オフィス環境事業につきましては、新しい働き方に対応したオフィスの構築が、業種・規模を問わず多くの企業にとって重要な経営課題となっており、全国でオフィスのリニューアル需要が活発に推移いたしました。このような状況のもと、当社は、ハイブリッドワークとデジタル時代に対応した新しいワークスタイルの提案営業と、それを支える働き方の変化を捉えた新製品を拡充し、需要の取り込みに努めました。一方で、諸資材・部品の価格高騰の影響を受ける中、生産・物流のコスト削減に努めるとともに、価格転嫁の浸透に努めてまいりました。これにより売上高、利益ともに過去最高となりました。

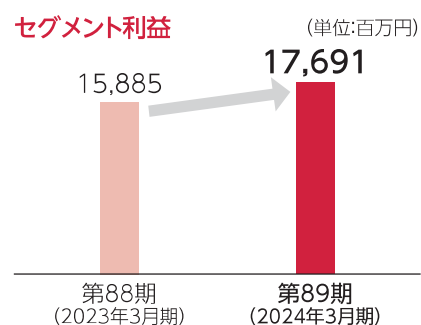
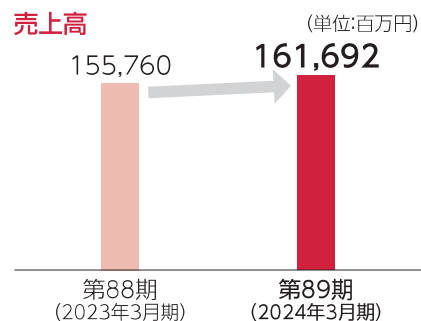
この結果、当セグメントの売上高は、161,692百万円（前期比3.8%増）、セグメント利益は、17,691百万円（前期比11.4%増）となりました。



ワークスペース（ウェルビーイング）



学校・教育施設



商環境事業



売上高
111,682百万円

セグメント利益
5,173百万円

売上高構成比
37.4%

主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

社会環境や市場の変化に伴い、小売業は常に新しい店舗づくりを求められます。当社グループは、小売業を取り巻く環境の変化をいち早く捉え、デザイナーによるレイアウトや内装のプランニングから什器の製造、施工、メンテナンスまで、店舗づくりをトータルにサポート。陳列什器、冷凍冷蔵ショーケース、各種専用什器から、バックヤード機器、物流システム機器まで、幅広い品揃えでさまざまなニーズにお応えしております。

商環境事業につきましては、食品を取り扱う業態間の競争や、インバウンド需要回復への期待を背景に、店舗改装の需要が堅調に推移いたしました。このような状況のもと、店舗什器、冷凍冷蔵ショーケースをはじめとした幅広い製品ラインナップに加え、店舗デザインや施工管理等を含む店舗づくりのトータルサポート体制を拡充し、当社の総合力を活かした提案による需要の取り込みに努めました。一方で、諸資材・部品の価格高騰の影響を受ける中、生産・物流のコスト削減に努めるとともに、価格転嫁の浸透に努めてまいりました。これにより売上高、利益ともに過去最高となりました。

この結果、当セグメントの売上高は、111,682百万円（前期比9.7%増）、セグメント利益は、5,173百万円（前期比90.1%増）となりました。



冷凍冷蔵ショーケース



店舗用商品陳列棚

売上高 (単位:百万円)

101,842 → 111,682

第88期
(2023年3月期)

第89期
(2024年3月期)

セグメント利益

(単位:百万円)

2,721 → 5,173

第88期
(2023年3月期)

第89期
(2024年3月期)

物流システム事業



売上高
18,387 百万円

セグメント利益
918 百万円

売上高構成比
6.2%

主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

ロジスティクスの合理化を追求し、実践を通して、常に新しい物流システム機器を開発、提供しております。

より「早く」「正確に」「安全な」物流作業を実現し、経営メリットを生み出すための物流システムの改善の提案から、ソフトウェアの開発、機器導入、運用支援、アフターサービスまで、トータルにお手伝いしております。

物流システム事業につきましては、省人・省力化ニーズを背景に、物流施設を中心に自動倉庫の需要は高水準で推移しております。一方で、世界的なサプライチェーンの混乱による諸資材・部品の調達難及び価格高騰が継続しております。このような状況のもと、優位性のある製品の強みを最大限に活かした積極的な提案活動を展開するとともに、生産・物流コストの削減や価格転嫁を進める等、収益の改善に努めてまいりました。これにより売上高は過去最高となり、営業利益は大幅に増加いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、18,387百万円（前期比35.0%増）、セグメント利益は、918百万円（前期は1,196百万円のセグメント損失）となりました。

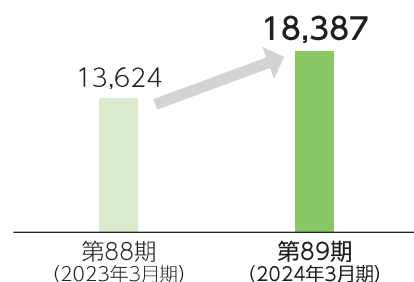


ロボットストレージシステム

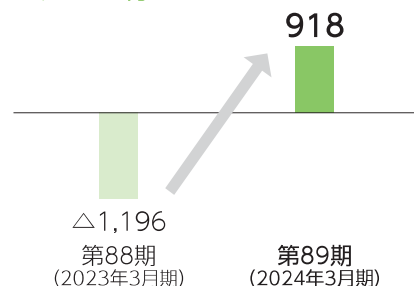


ロボット

売上高 (単位:百万円)



セグメント利益 (単位:百万円)



事業報告

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は16,188百万円であります。その主な内訳は、つくば事業所新工場棟建設、須坂新工場の建設及び各事業所生産設備の維持更新・省力化に関わる機械装置の投資等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、社債等を含めて資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の日本経済は、ウクライナ・中東情勢を巡る地政学的リスク、諸資材・部品の価格高騰、米国の長引くインフレに対する金融引き締め政策に伴う大幅な円安など、先行きは極めて不透明な状況となっております。また、諸資材の高騰、人的資本経営の為に費用増加等が見込まれ、インフレ経済への対応が経営の重要課題となっております。

このような事業環境のなか、ハイブリッドワーク時代における新しいオフィスへのシフトや、流通業における人手不足への対応などによる社会・市場の大きな変化を捉え、新たな需要の創出を目指してまいります。

各事業における対処すべき課題

主力のオフィス環境事業につきましては、人財確保やコミュニケーション不足などの経営課題解決に向けて、「行きたくなる」オフィスづくりの需要は、全国に広まっており、旺盛に推移すると予想しております。

このような状況のもと、当社の強みである未来の働き方の研究成果と豊富な納入実績を通じた知見に基づく提案力、時代の変化を先取りした製品開発により新たな需要を創出し、売上高、営業利益の拡大を目指します。

商環境事業につきましては、人手不足を背景とした店舗の省人・省力化の需要は、地域、業態を問わず旺盛に推移すると予想されます。また、環境配慮などの小売業における社会課題の解決が、提案における重要度を増しております。

このような状況のもと、当社の強みである店舗什器、冷凍冷蔵ショーケースを始めとする豊富な製品と、提案からアフターサービスまでの一貫したサービス機能とお店づくりにかかわるデザイン・研究開発の体制を活かして、小売業が抱える様々な社会課題を解決し、みらいの店づくりをサポートすることで売上高、営業利益の拡大を目指します。

物流システム事業につきましては、物流施設の作業員不足を背景とした省人・省力化関連需要が旺盛に推移すると予想されます。

このような状況のもと、物流システムの統合インテグレーターとして、経営課題解決コンサルティングから保守サービスまでの一貫した体制を充実させ、事業規模拡大と利益確保を目指します。また、先進技術を用いた差別化製品の研究・開発に取り組んでまいります。

事業報告

生産性・効率性の向上につきましては、変化する需要に柔軟に対応できるスマートファクトリーを目指して、生産供給体制を強化していきます。効果的な設備投資と継続的な改善活動により、生産性の向上を図るとともに、効率性と安定供給の両立に取り組んでまいります。また、より一層の安全・健康に働ける職場づくりを土台とし、全社にわたる人財育成と働きがい改革の実践、デジタル技術活用も含めた業務効率化への取り組みを一層強化し、競争力の向上に努めてまいります。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

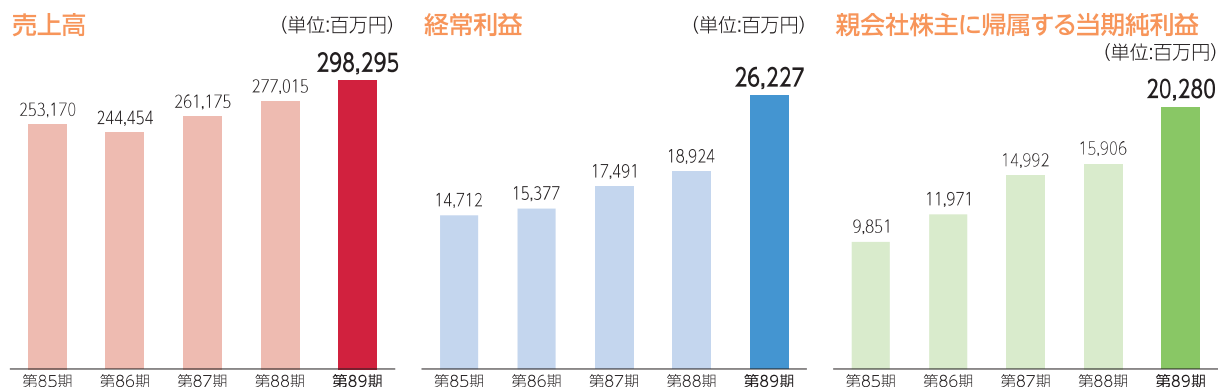
事業報告

(5) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況（連結）

	第85期 2020年3月期	第86期 2021年3月期	第87期 2022年3月期	第88期 2023年3月期	第89期 2024年3月期
売上高 (百万円)	253,170	244,454	261,175	277,015	298,295
営業利益 (百万円)	13,391	14,175	15,972	17,372	24,036
経常利益 (百万円)	14,712	15,377	17,491	18,924	26,227
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,851	11,971	14,992	15,906	20,280
1株当たり当期純利益 (円)	89.44	112.51	151.26	163.15	214.27
総資産 (百万円)	236,327	245,473	245,372	252,914	282,118
純資産 (百万円)	135,497	139,776	144,121	152,702	174,795
1株当たり純資産 (円)	1,219.18	1,381.61	1,459.34	1,592.79	1,821.10
自己資本比率 (%)	56.8	56.5	58.1	59.6	61.1
自己資本利益率 (ROE) (%)	7.5	8.8	10.7	10.8	12.6

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第87期の期首から適用しており、第87期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

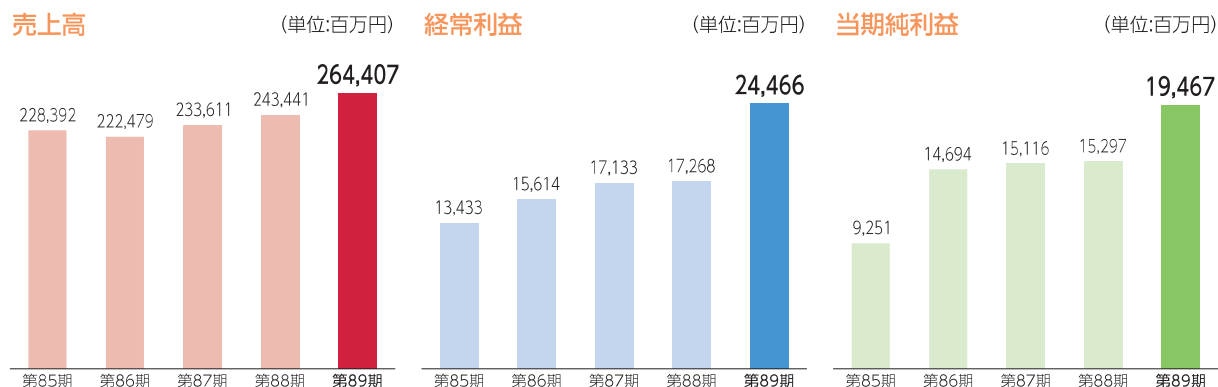


事業報告

② 当社の財産及び損益の状況（単体）

	第85期 2020年3月期	第86期 2021年3月期	第87期 2022年3月期	第88期 2023年3月期	第89期 2024年3月期
売上高 (百万円)	228,392	222,479	233,611	243,441	264,407
営業利益 (百万円)	11,755	13,481	15,217	15,800	22,398
経常利益 (百万円)	13,433	15,614	17,133	17,268	24,466
当期純利益 (百万円)	9,251	14,694	15,116	15,297	19,467
1株当たり当期純利益 (円)	83.85	137.86	152.22	156.60	205.28
総資産 (百万円)	213,312	225,441	221,613	227,517	255,200
純資産 (百万円)	122,451	129,728	133,337	139,596	158,513
1株当たり純資産 (円)	1,109.93	1,289.28	1,361.68	1,471.95	1,671.43

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第87期の期首から適用しており、第87期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。



事業報告

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社関西オカムラ	100 百万円	100.0 %	事務用家具の製造

事業報告

(7) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本店		(神奈川県横浜市)	
営業拠点	オフィス環境事業本部	東日本支社 (宮城県仙台市)	首都圏営業本部 (東京都千代田区)
		中部支社 (愛知県名古屋市)	関西支社 (大阪府大阪市)
		西日本支社 (福岡県福岡市)	
	商環境事業本部	東北営業部 (宮城県仙台市)	首都圏営業本部 (東京都千代田区)
		中部営業部 (愛知県名古屋市)	西日本営業部 (大阪府大阪市)
	物流システム事業本部	(東京都千代田区)	
	海外営業本部	(東京都千代田区)	
	パワートレーン営業部	(神奈川県横須賀市)	
製造拠点		追浜事業所 (神奈川県横須賀市)	高畠事業所 (山形県東置賜郡高畠町)
		つくば事業所 (茨城県つくば市)	富士事業所 (静岡県御殿場市)
		御殿場事業所 (静岡県御殿場市)	中井工場 (神奈川県足柄上郡中井町)
		鶴見工場 (神奈川県横浜市)	パワートレーン事業部 (神奈川県横須賀市)

② 当社子会社の主要な営業所及び工場

	会 社 名	所 在 地
営業拠点	奥卡姆拉 (中国) 有限公司	中国
	Okamura Salotto Hong Kong Limited	中国
	Siam Okamura International Co., Ltd.	タイ
	DB&B Holdings Pte.Ltd	シンガポール
製造拠点	株式会社関西オカムラ	大阪府東大阪市
	株式会社エヌエスオカムラ	岩手県釜石市
	株式会社山陽オカムラ	岡山県高梁市
	株式会社富士精工本社	石川県能美市
	杭州岡村伝動有限公司	中国
その他サービス拠点等	株式会社オカムラサポートアンドサービス	東京都千代田区
	セック株式会社	東京都中央区

事業報告

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
	名	増減 (△) 名
オフィス環境事業	3,337	77
商環境事業	1,289	20
物流システム事業	340	△87
その他	205	△17
全社 (共通)	320	6
合計	5,491	△1

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
名	増減 (△) 名
3,940	96

(注) 従業員数は技能実習生及び当社への出向者は含まず、当社からの出向者を含んでおります。

(9) 当社の主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社 三菱UFJ銀行	3,200
株式会社 横浜銀行	1,900
株式会社 みずほ銀行	1,600

事業報告

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 100,621,021株 (自己株式 5,783,947株を含む)
- (3) 株主数 10,202名 (前事業年度末比2,912名増)
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,911	11.51
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,342	5.63
日本製鉄株式会社	5,313	5.60
オカムラグループ従業員持株会	5,255	5.54
明治安田生命保険相互会社	4,892	5.16
株式会社三菱UFJ銀行	4,350	4.59
オカムラ協力会持株会	3,811	4.02
三井住友海上火災保険株式会社	3,036	3.20
株式会社横浜銀行	2,853	3.01
GOVERNMENT OF NORWAY	1,812	1.91

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式 (5,783,947株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	中村 雅行	社長執行役員
取締役	河野 直木	専務執行役員 オフィス環境事業本部長
取締役	山木 健一	常務執行役員 コーポレート担当
取締役	井上 健	常務執行役員 商環境事業本部長
取締役	荒川 和巳	常務執行役員 生産本部長
取締役	福田 栄	執行役員 コーポレート担当
取締役	伊藤 裕慶	(株)キーストーン・パートナーズ 社外監査役
取締役	狩野 麻里	(学)昭和女子大学 全学共通教育センター特命教授 東京製綱(株) 社外取締役 東京海上アセットマネジメント(株) 社外取締役
取締役	上條 努	東北電力(株) 社外取締役 大成建設(株) 社外取締役
取締役	菊地 美佐子	(学)聖路加国際大学 常勤監事 (株)コメリ 社外取締役
取締役	水本 伸子	(株)トクヤマ 社外取締役監査等委員
取締役	丹保 人重	
監査役（常勤）	永井 則幸	
監査役（常勤）	萩原 圭一	
監査役	鈴木 祐一	弁護士 (株)ぎょうせい 社外監査役
監査役	岸上 恵子	公認会計士 ソニーグループ(株) 社外取締役 住友精化(株) 社外取締役監査等委員 DIC(株) 社外監査役

(注) 1. 取締役伊藤裕慶、狩野麻里、上條努、菊地美佐子、水本伸子及び丹保人重の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役上條努氏は、2024年6月25日付で東北電力(株)の社外取締役を退任する予定であります。
3. 監査役鈴木祐一及び岸上恵子の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役岸上恵子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

事業報告

- 取締役伊藤裕慶、狩野麻里、上條努、菊地美佐子、水本伸子、丹保人重、監査役鈴木祐一及び岸上恵子の各氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 2023年6月27日開催の第88回定時株主総会において、荒川和巳、水本伸子及び丹保人重の各氏が新たに取締役に、萩原圭一氏が新たに監査役に選任され、同日就任いたしました。
- 2023年6月27日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、菊池繁治及び浅野広視の両氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
- 2023年6月27日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、岩田寿一氏は、任期満了により監査役を退任いたしました。
- 監査役鈴木祐一氏は、2024年4月14日に逝去し、同日をもって監査役を退任いたしました。なお、同日をもって補欠監査役内田晴康氏が監査役に就任しております。
- 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況につきましては、上記のほか、後記「(3) 社外役員に関する事項」の記載もご参照ください。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	401 (62)	257 (62)	144 (一)	14 (7)
監査役 (うち社外監査役)	65 (20)	65 (20)	一 (一)	5 (2)

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額17百万円を支給しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する意識を高めるため、業績指標の目標を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を基準とし、これに定性評価を加味して賞与として毎年一定の時期に支給することとしております。

業績指標については、当社が会社業績評価に重要な経営指標としている連結経常利益及び連結営業利益（セグメント別・全社）を基本とし、職責及び担当業務に応じた重点施策の達成度合を定性評価として加味し、あらかじめ設定した計算式に基づき算定しております。目標達成時の業績連動報酬の支給割合は報酬総額の20%～40%となっております。より大きな権限と責任を持つ役員には、より多くの業績連動効果が及ぶことで執行責任の明確化を図っております。また、外部の調査機関のデータを用いるなどして、報酬額の客観性や妥当性を検討しております。当該指標を選択した理由は、連結経常利益及び連結営業利益（全社）により会社全体への貢献度を測るとともに、セグメント別連結営業利益により当該セグメントに係る執行責任の一層の明確化を図るためであります。

なお、当連結会計年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結経常利益25,500百万円、連結営業利益（全社）23,600百万円であり、実績は連結経常利益26,227百万円、連結営業利益（全社）24,036百万円であります。

事業報告

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第71回定時株主総会決議において年額5億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は17名であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第71回定時株主総会決議において年額8千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。

ロ 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬（執行役員を兼務する取締役の執行役員としての報酬を含む。以下同じ。）は、以下を基本的な考えとして定めております。

1. 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、会社業績目標の達成を動機づけるものとする
 2. 企業文化、企業理念と整合性が高いものとする
 3. 当社の経営を担う優秀な人材を確保できる、競争力の高い報酬体系とする
 4. 株主や従業員をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たせる、透明性、合理性、公平性のある報酬体系とする
- ハ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬決定についてのプロセスの客観性と透明性を確保するため、個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、独立社外取締役及び代表取締役で構成される報酬委員会にその決定を委任することとし、その委任する権限の内容は、全社業績評価及び個人評価を行った上で、各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬の額を決定する権限としております。当該権限が報酬委員会によって適切に行使されるよう、報酬委員会は、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成するものとしております。なお、報酬委員会の各構成員については次のとおりであります。

イ 構成員の氏名、地位及び担当

委員長 上條 努（社外取締役）、委員 伊藤 裕慶（社外取締役）、委員 狩野 麻里（社外取締役）、委員 菊地 美佐子（社外取締役）、委員 水本 伸子（社外取締役）、委員 丹保 人重（社外取締役）、委員 中村 雅行（代表取締役 社長執行役員）

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な兼職の状況（他の法人等の社外役員等を兼任している場合）及び当社と当該他の法人等との関係

- イ 取締役 伊藤 裕慶
同氏は、株式会社キーストン・パートナーズの社外監査役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。
- ロ 取締役 狩野 麻里
同氏は、学校法人昭和女子大学の全学共通教育センター特命教授並びに東京製綱株式会社及び東京海上アセットマネジメント株式会社の社外取締役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。
- ハ 取締役 上條 努
同氏は、東北電力株式会社（2024年6月25日付で退任予定）及び大成建設株式会社の社外取締役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。
- ニ 取締役 菊地 美佐子
同氏は、学校法人聖路加国際大学の常勤監事及び株式会社コメリの社外取締役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。
- ホ 取締役 水本 伸子
同氏は、株式会社トクヤマの社外取締役監査等委員であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。
- ヘ 監査役 鈴木 祐一
同氏は、株式会社ぎょうせいの社外監査役でありました（2024年4月14日逝去により退任）。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。
- ト 監査役 岸上 恵子
同氏は、ソニーグループ株式会社の社外取締役、住友精化株式会社の社外取締役監査等委員及びDIC株式会社の社外監査役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

事業報告

③ 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	伊藤 裕慶	13回/14回 (92.9%)	当事業年度中に開催した取締役会14回中13回出席しております。全国的に事業を展開する不動産会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主に新規事業戦略や技術開発等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会の委員長及び報酬委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。
	狩野 麻里	14回/14回 (100%)	当事業年度中に開催した取締役会14回中14回出席しております。世界各地に展開する金融機関での勤務や大学での国際交流等を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主に海外戦略や人材育成等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。
	上條 努	13回/14回 (92.9%)	当事業年度中に開催した取締役会14回中13回出席しております。国内及び海外で幅広く事業を展開する酒類・食品飲料会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主に新規事業戦略やリスクマネジメント等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である報酬委員会の委員長及び指名委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。
	菊地美佐子	14回/14回 (100%)	当事業年度中に開催した取締役会14回中14回出席しております。世界各地で事業を展開する総合商社及び全国的に事業を展開する森林管理会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的でサステナブルな視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主にESGや人材育成等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。
	水本 伸子	11回/11回 (100%)	社外取締役就任後に開催した取締役会11回中11回出席しております。世界各地で事業を展開する総合重工業グループ企業の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主に環境やDX等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。

事業報告

地位	氏名	取締役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	丹保 人重	11回/11回 (100%)	社外取締役就任後に開催した取締役会11回中11回出席しております。世界各地で事業を展開する保険会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有しており、これら実践的な視点による当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督機能の発揮を期待しております。出席した取締役会においては、独立した立場から当該視点により、主にリスクマネジメントや営業等に関する審議事項や報告事項について、活発に発言を行い議論の深耕に貢献するとともに、ガバナンス体制の強化に向け、積極的に意見を述べました。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、客観的な立場から適宜提言を行いました。

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言状況
社外監査役	鈴木 祐一	8回/14回 (57.1%)	8回/11回 (72.7%)	当事業年度中に開催した取締役会14回中8回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会11回中8回出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて弁護士としての専門的見地から当社コンプライアンス体制の構築・維持等について発言を行っております。
	岸上 恵子	14回/14回 (100%)	11回/11回 (100%)	当事業年度中に開催した取締役会14回中14回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会11回中11回出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社のすべての子会社の取締役並びに執行役員及び監査役の全員（以下「対象役員等」といいます。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が、会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料については、被保険者であります対象役員等がおおむね1割を負担し、残りの保険料を当社及び子会社が負担しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支払額
	百万円
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務（監査証明業務）の対価についての報酬	74
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容、報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、税務関連のアドバイザリー業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、当社監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報（取締役会議事録・稟議書等）は、社内規則に則り適切に保存及び管理することとしております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループにおける全ての事業活動を対象として、事業目的の達成に影響を及ぼす様々なリスクを適切に評価し、対応するよう、リスクマネジメント規程を制定して、組織的にリスクマネジメント活動を行うものとしております。各種リスクについては、リスクオーナーを定め、その指揮のもと適切に対応することとしております。また、サステナビリティ委員会において、リスクマネジメント活動の有効性向上を図る一方で、リスクに関する重要事項は取締役会に報告するものとしております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期的に開催し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うとともに、社外取締役を置くことにより、経営の透明性と健全性を確保しております。

また、経営の機動性と取締役会のモニタリング機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しており、執行権限及び執行責任の明確化を図り、執行機能については代表取締役の指揮命令のもと執行役員が業務執行を行う体制を構築するとともに、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の監督を主な役割とすることとしております。

業務分掌規程及び職務権限規程により、各職位の職務及び権限を定め職務執行が適正かつ効率的に行われる体制としております。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を「行動規範」として定めております。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を社内外に設置し、通報者に不利益が生じないようにコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の「行動規範」を当社及び当社グループ共有のものとして定め、これを周知させ、また、当社及び当社グループの取締役及び使用人等に対し、法令遵守等に関する研修を行い、グループ企業一体となった遵法意識の醸成を図ることとしております。また、当社及び当社グループの連結ベースでの中期経営計画を策定し、グループ全体での効率的な業務執行を図ることとしております。当社と当社グループが一体となって当社グループの目標を実現するためのグループ経営の枠組みとその基本事項を定めることを目的として、グループ経営管理規程を定めております。グループ会社に対してその経営管理全般を担う主管本部を設定し、その本部長は、事業ユニット（当社の本部及びグループ会社を総称したグループ内における事業活動の責任単位）における業務の適正を確保する責任を負うこととしています。当社及び当社グループの業務執行状況及びリスク管理状況

事業報告

等に対する内部監査を行い、その結果をグループ会社社長、当社代表取締役等に報告することで、当社及び当社グループにおける業務の適正を確保しております。また、当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を設け、グループ横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、取締役は監査役と協議し適切に対応することとしております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の任命、評価、異動は、監査役の意見を尊重し、当該使用人は監査役の指示に適切に対応することとしております。

⑧ 当該株式会社及びその子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社又は当社グループの取締役及び使用人等は、当社又は当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定内容、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は重大な法令・定款違反の事実について、当社監査役又は当該子会社における担当部署もしくは監査役に遅滞なく報告することとしております。当社又は当社グループの取締役又は使用人等からかかる事項の報告を受けた者は、当該報告の内容を当社監査役に遅滞なく報告することとしております。

監査部は、監査部が実施した内部監査の結果について、監査役に報告することとしております。

また、コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、グループ通報受付窓口を社内外に設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を行うこととしております。

監査役は、「経営会議」等の重要な会議に出席することができるとしてしております。

監査役は、会計監査人と緊密に連携し、随時情報交換を行うこととしております。

監査役が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を監査部に対し要望することができるとしてしております。

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社の「行動規範」をハンドブックの配付等により周知させ、違反する行為を発見した場合の通報窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを社内外に設置しています。

役員及び従業員一人ひとりがコンプライアンス意識をもって行動するため、入社時及び年1回、コンプライアンス全般にかかわる研修を実施しています。

当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、コンプライアンスに関する事項の検討や意見交換を行っています。

② リスク管理体制

災害対策の強化を目的として、災害対応マニュアルを策定し、全従業員への配付と教育を実施しています。また、従業員の安否確認システムを構築し、災害発生時に有効に機能するよう、年2回の定期訓練を行っています。

情報セキュリティの一層の向上を目指し、「社内情報システム使用規則」において、情報端末の適正な使用方法を規定するとともに、広報や教育を実施し、情報管理意識の向上を図っています。また、「個人情報管理委員会」を設置し、教育活動、現場の監査・指導を実施しています。情報セキュリティ事故発生時の被害と影響を最小化するために、「CSIRT（コンピューター・セキュリティインシデント対策チーム）憲章」を制定するとともに、事故発生時に迅速かつ適切な対応が可能となるよう「インシデント対応ガイドライン」を策定し、担当役員を含む関係部門による演習を定期的に行っています。

監査部は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社の業務監査及び会計監査を実施しており、その結果は、当社代表取締役、担当取締役及び当社監査役に報告されています。

③ 取締役の職務執行

原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行っています。

「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書等の職務執行に係る情報を適切に保存及び管理しています。

④ グループ管理体制

「行動規範」を当社グループ共有のものとして定めており、ハンドブックの配付等により周知し「行動規範」に違反する行為を発見した場合の通報窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを社内外に設置しています。

当社グループでは、取締役及び使用人等に対し、役職員一人ひとりがコンプライアンス意識をもって行動するため、年1回、コンプライアンス全般にかかわる研修を実施しています。

毎月開催される「経営会議」にて、子会社の代表取締役から経営状況等が報告されるとともに、「グループ経営管理規程」に基づき、必要に応じて、当社取締役会に報告されています。

当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を年1回開催し、コンプライアンスに関する事項の検討や意見交換を行っています。

事業報告

監査部は子会社に対し、原則年1回の定期監査を行うとともに、必要に応じて随時内部監査を行い、その結果を子会社の代表取締役及び担当取締役、並びに当社の代表取締役及び監査役に報告しています。

⑤ 監査役

監査役は、「監査役会規程」に基づき、原則月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会や経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席や、稟議書の閲覧等により、取締役の職務が適正に執行されているか監査しています。

また、代表取締役と定期的な意見交換を行い、会計監査人や監査部と連携し、監査の実効性確保に努めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大量取得行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるなど、会社法、金融商品取引法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。利益配当政策につきましては、業績に応じた適正な利益配分を目指すとともに、財務状況、将来の事業展開及び内部留保などを総合的に勘案し、安定配当の維持にも努めてまいりたいと考えております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、1株につき43円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金（1株につき43円）を加えた年間配当金は、1株につき86円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第89期 2024年3月31日現在	科 目	第89期 2024年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	144,990	流動負債	76,291
現金及び預金	39,173	支払手形及び買掛金	29,611
受取手形、売掛金及び契約資産	81,433	電子記録債務	13,260
商品及び製品	8,603	短期借入金	6,192
仕掛品	6,492	1年内返済予定の長期借入金	201
原材料及び貯蔵品	6,252	1年内償還予定の社債	5,000
その他	3,209	未払法人税等	6,747
貸倒引当金	△173	未払消費税等	1,694
		契約負債	1,761
		賞与引当金	6,235
		その他	5,587
固定資産	137,127	固定負債	31,030
有形固定資産	76,766	社債	5,000
建物及び構築物	23,234	長期借入金	4,468
機械装置及び運搬具	16,545	退職給付に係る負債	14,312
土地	30,381	繰延税金負債	3,256
建設仮勘定	3,210	その他	3,993
その他	3,395	負債合計	107,322
無形固定資産	5,910	純資産の部	
のれん	2,528	株主資本	152,952
その他	3,381	資本金	18,670
投資その他の資産	54,450	資本剰余金	16,770
投資有価証券	47,027	利益剰余金	125,234
退職給付に係る資産	1,191	自己株式	△7,722
敷金	4,820	その他の包括利益累計額	19,402
繰延税金資産	366	その他有価証券評価差額金	16,903
その他	1,068	為替換算調整勘定	1,696
貸倒引当金	△24	退職給付に係る調整累計額	802
資産合計	282,118	非支配株主持分	2,440
		純資産合計	174,795
		負債純資産合計	282,118

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第89期	
	2023年4月1日から2024年3月31日まで	
売上高		298,295
売上原価		198,522
売上総利益		99,772
販売費及び一般管理費		75,735
営業利益		24,036
営業外収益		2,714
受取利息		76
受取配当金		932
持分法による投資利益		510
為替差益		182
その他		1,012
営業外費用		523
支払利息		153
固定資産除売却損		171
その他		198
経常利益		26,227
特別利益		3,836
投資有価証券売却益		3,836
特別損失		506
減損損失		35
投資有価証券売却損		19
投資有価証券評価損		451
税金等調整前当期純利益		29,557
法人税、住民税及び事業税		9,747
法人税等調整額		△817
当期純利益		20,628
非支配株主に帰属する当期純利益		348
親会社株主に帰属する当期純利益		20,280

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,670	16,770	112,162	△ 7,711	139,891
当期変動額					
剰余金の配当			△ 7,207		△ 7,207
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,280		20,280
自己株式の取得				△ 10	△ 10
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	13,072	△ 10	13,061
当期末残高	18,670	16,770	125,234	△ 7,722	152,952

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	10,135	563	165	10,864	1,946	152,702
当期変動額						
剰余金の配当						△ 7,207
親会社株主に帰属する 当期純利益						20,280
自己株式の取得						△ 10
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	6,768	1,132	636	8,537	493	9,031
当期変動額合計	6,768	1,132	636	8,537	493	22,093
当期末残高	16,903	1,696	802	19,402	2,440	174,795

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数	32社
主要な連結子会社の名称	(株)関西オカムラ (株)エヌエスオカムラ (株)山陽オカムラ (株)オカムラサポートアンドサービス 奥卡姆拉（中国）有限公司 (株)富士精工本社 セック(株) 杭州岡村伝動有限公司 Siam Okamura International Co.,LTD. DB&B Holdings Pte.Ltd

(2) 非連結子会社

非連結子会社の数	1社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社

持分法適用の非連結子会社の数	1社
----------------	----

(2) 持分法を適用した関連会社

持分法適用の関連会社の数	9社
主要な持分法適用の関連会社の名称	Siam Okamura Steel Co.,Ltd. (株)清和ビジネス

連結計算書類

(3) 持分法を適用しない非連結子会社
該当事項はありません。

(4) 持分法を適用しない関連会社
該当事項はありません。

(5) 持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類又は仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社19社の決算日は12月31日ではありますが、連結決算日との差は3か月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。なお、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

・其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

評価方法は移動平均法によっております。

連結計算書類

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 製品及び商品の販売

製品及び商品の販売については、製品及び商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。

② 施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務

施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した実際原価が見積総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、工期がごく短いものについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

連結計算書類

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定率法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。

連結計算書類

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

1. 固定資産の減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表に計上されている株式会社オカムラの商環境事業に係る有形固定資産及び無形固定資産は、22,252百万円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

固定資産は、減損の兆候があると認められる場合には、資産、又は、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当社グループは、原則として事業用資産について、管理会計上の区分ごとにグルーピングを行っておりますが、株式会社オカムラの商環境事業に係る資産グループのうち、土地の市場価格が著しく下落し減損の兆候があると認められたため、減損損失の認識の要否を判定しております。検討の結果、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断されたため、減損の認識は不要と判断しております。

減損損失の認識の要否判定に用いられる商環境事業の将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、主要顧客の業界動向を考慮した販売予測及び原材料価格の変動等を仮定として織り込んでおります。

これらの仮定を含む将来予測は不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに対して、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りを大きく下回った場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の減損損失の認識が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	13,759百万円
売掛金	57,674百万円
契約資産	9,998百万円

連結計算書類

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,768百万円
土地	7,732百万円
計	9,501百万円

上記のうち工場財団抵当に供している資産

建物及び構築物	214百万円
土地	282百万円
計	496百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,600百万円
長期借入金	500百万円
計	2,100百万円

上記のうち工場財団抵当に係る債務

短期借入金	200百万円
-------	--------

3. 有形固定資産の減価償却累計額 114,221百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	場 所	種 類
事業用資産	中華人民共和国上海市	有形固定資産その他等
事業用資産	中華人民共和国香港特別行政区	有形固定資産その他等
事業用資産	インドネシアジャカルタ首都特別州	工具器具及び備品

当社グループは、事業用資産について管理会計上の区分ごとにグルーピングを行っております。

この結果、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであり、帳簿価額の回収が見込まれない事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

その内訳は、建物及び構築物 4 百万円、工具器具及び備品 1 百万円、有形固定資産その他 28 百万円であります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値はゼロと算定しております。

連結計算書類

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 100,621,021株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	3,129	33.00	2023年3月31日	2023年6月28日
2023年11月2日 取 締 役 会	普通株式	4,078	43.00	2023年9月30日	2023年12月8日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	4,077	43.00	2024年3月31日	2024年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、銀行借入や社債発行等により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、主に運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は、社内管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

連結計算書類

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	39,246	39,246	—
資産計	39,246	39,246	—
(1) 社債	10,000	9,958	△42
(2) 長期借入金	4,670	4,631	△38
負債計	14,670	14,589	△80
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,780

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

連結計算書類

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	38,703	—	—	38,703
その他	—	543	—	543
資産計	38,703	543	—	39,246

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	9,958	—	9,958
長期借入金	—	4,631	—	4,631
負債計	—	14,589	—	14,589

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格、取引金融機関から提示された価格又は一定の期間ごとに区分した将来のキャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券及び投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

② 社債

当社の発行する社債の時価については、市場価格により算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

③ 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

連結計算書類

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都において賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を、神奈川県その他の地域において、賃貸用の駐車場等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
6,129	20,052

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	オフィス 環境事業	商環境事業	物流 システム事業	計		
一時点で移転される財及びサービス	153,194	105,049	7,567	265,811	6,134	271,945
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	8,248	6,633	10,820	25,702	—	25,702
顧客との契約から生じる収益	161,443	111,682	18,387	291,513	6,134	297,647
その他の収益	249	—	—	249	397	647
外部顧客への売上高	161,692	111,682	18,387	291,763	6,532	298,295

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、パワートレーン事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

連結計算書類

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	62,212
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	71,434
契約資産（期首残高）	11,358
契約資産（期末残高）	9,998
契約負債（期首残高）	3,534
契約負債（期末残高）	1,761

契約資産は、主に、製品及び商品の販売、施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の部分に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主に、顧客との契約に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産 1,821円 10銭
- 1株当たり当期純利益 214円 27銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第89期 2024年3月31日現在
資産の部	
流動資産	119,388
現金及び預金	23,609
受取手形	13,598
売掛金	52,683
契約資産	8,388
商品及び製品	8,003
仕掛品	5,800
原材料及び貯蔵品	4,486
前払費用	678
その他	2,148
貸倒引当金	△7
固定資産	135,811
有形固定資産	68,234
建物	20,556
構築物	898
機械及び装置	13,125
車両運搬具	72
工具、器具及び備品	2,647
土地	27,827
建設仮勘定	3,107
無形固定資産	3,483
特許権	3
借地権	560
ソフトウェア	2,823
その他	95
投資その他の資産	64,094
投資有価証券	40,404
関係会社株式	16,531
関係会社長期貸付金	550
破産更生債権等	16
前払年金費用	1,191
敷金	4,531
その他	911
貸倒引当金	△42
資産合計	255,200

科 目	第89期 2024年3月31日現在
負債の部	
流動負債	67,230
支払手形	3,231
電子記録債務	13,260
買掛金	21,781
短期借入金	5,200
1年内返済予定の長期借入金	200
1年以内に償還予定の社債	5,000
リース債務	101
未払金	508
未払費用	3,264
未払法人税等	6,153
未払消費税等	1,429
契約負債	1,511
預り金	373
賞与引当金	5,214
固定負債	29,456
社債	5,000
長期借入金	4,450
リース債務	226
退職給付引当金	13,655
長期預り金	3,148
繰延税金負債	2,729
その他	247
負債合計	96,686
純資産の部	
株主資本	141,998
資本金	18,670
資本剰余金	16,759
資本準備金	16,759
利益剰余金	114,168
利益準備金	1,874
その他利益剰余金	
圧縮記憶積立金	4,283
特別勘定積立金	52
別途積立金	4,180
繰越利益剰余金	103,778
自己株式	△7,599
評価・換算差額等	16,515
その他有価証券評価差額金	16,515
純資産合計	158,513
負債純資産合計	255,200

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第89期	
	2023年4月1日から2024年3月31日まで	
売上高		264,407
売上原価		174,917
売上総利益		89,490
販売費及び一般管理費		67,092
営業利益		22,398
営業外収益		2,565
受取利息		30
受取配当金		1,415
為替差益		138
その他		980
営業外費用		497
支払利息		97
社債利息		28
固定資産除売却損		151
その他		219
経常利益		24,466
特別利益		3,771
投資有価証券売却益		3,771
特別損失		614
投資有価証券売却損		19
投資有価証券評価損		451
関係会社株式評価損		143
税引前当期純利益		27,622
法人税、住民税及び事業税		8,871
法人税等調整額		△716
当期純利益		19,467

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計
					圧縮記帳 積立金	特別勘定 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,319	52	4,180	91,482	101,908
当期変動額									
剰余金の配当								△ 7,207	△ 7,207
圧縮記帳積立金の取崩					△ 36			36	—
当期純利益								19,467	19,467
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 36	—	—	12,296	12,260
当期末残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,283	52	4,180	103,778	114,168

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△7,598	129,740	9,856	9,856	139,596
当期変動額					
剰余金の配当		△ 7,207			△ 7,207
圧縮記帳積立金の取崩		—			—
当期純利益		19,467			19,467
自己株式の取得	△ 1	△ 1			△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			6,658	6,658	6,658
当期変動額合計	△ 1	12,258	6,658	6,658	18,917
当期末残高	△ 7,599	141,998	16,515	16,515	158,513

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- ・子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
評価方法は移動平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2年～50年
機械及び装置	2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

計算書類

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を発生した事業年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定率法により発生翌事業年度から費用処理しております。

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用又は退職給付引当金に計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 製品及び商品の販売

製品及び商品の販売については、製品及び商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。

計算書類

② 施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務

施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した実際原価が見積総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、工期がごく短いものについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

1. 固定資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上されている商環境事業に係る有形固定資産及び無形固定資産は、22,252百万円であり
ます。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

内容につきましては、連結注記表（会計上の見積りに関する注記）をご参照ください。

計算書類

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	1,326百万円
土地	7,269百万円
計	8,595百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,400百万円
長期借入金	500百万円
計	1,900百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 91,312百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入及び営業取引に対し、債務保証を行っております。

DB&B Holdings Private Limited	422百万円
-------------------------------	--------

4. 関係会社に対する金銭債権及び債務（独立掲記したものを除く）

短期金銭債権	3,788百万円
短期金銭債務	4,555百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引高	33,912百万円
営業取引以外の取引高	613百万円

計算書類

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増 加 (株)	減 少 (株)	当事業年度末 (株)
普 通 株 式	5,783,091	856	－	5,783,947
合 計	5,783,091	856	－	5,783,947

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	退職給付引当金	4,993百万円
	賞与引当金	1,594百万円
	関係会社株式評価損	737百万円
	原材料製品評価損	553百万円
	未払事業税	385百万円
	未払社会保険料	234百万円
	貸倒引当金	15百万円
	ゴルフ会員権評価損	82百万円
	その他	701百万円
	繰延税金資産小計	9,298百万円
	評価性引当額	△1,054百万円
	繰延税金資産合計	8,243百万円
	繰延税金負債との相殺	△8,243百万円
繰延税金負債	繰延税金資産の純額	一百万円
	その他有価証券評価差額金	7,275百万円
	圧縮記帳積立金	2,238百万円
	投資有価証券	1,425百万円
	その他	33百万円
	繰延税金負債合計	10,973百万円
	繰延税金資産との相殺	△8,243百万円
	繰延税金負債の純額	2,729百万円

計算書類

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関係会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株) 関西オカムラ	大阪府東大阪市	100	当社が販売する製品の製造	100.0	役員2名	—	製品の仕入	10,719	支払手形	1,711
										買掛金	1,317
関係会社	(株) 清和ビジネス	東京都中央区	100	オフィス製品他の販売	47.6	—	—	製品の販売	5,389	受取手形	1,131
										売掛金	1,699

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引価格等については、類似する取引の条件を参考にして決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産 1,671円 43銭

2. 1株当たり当期純利益 205円 28銭

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社オカムラ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 大 央
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 男 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オカムラの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オカムラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査報告書

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社オカムラ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 大 央
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 男 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オカムラの2023年4月1日から2024年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査報告書

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

監査報告書

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社オカムラ 監査役会

常勤監査役 永 井 則 幸 ㊟

常勤監査役 萩 原 圭 一 ㊟

社外監査役 岸 上 恵 子 ㊟

社外監査役 内 田 晴 康 ㊟

(注) 社外監査役 内田晴康氏は、2024年4月14日 社外監査役 鈴木祐一氏の逝去に伴い、補欠監査役より監査役（社外）に就任いたしました。その就任以前の監査事項については、他の監査役から報告を受け、資料を閲覧する方法により監査いたしました。

以 上

別紙 3

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添のとおりです。

第67期 事業報告書

自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

株式会社 関西オカムラ
代表取締役 栗原実良

事業報告

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

平素は格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は2024年3月31日をもって第67期事業年度が終了いたしましたので、当期間中における事業活動の概況ならびに決算の内容につきましてご報告申し上げます。

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが変更され、社会経済活動が正常化された一方、ウクライナ情勢の長期化や円安進行などの影響により物価やエネルギー価格が高騰し、先行き不透明な状況で推移いたしました。

オフィス家具業界におきましては、コロナ禍による社会的制約の緩和を背景に企業の設備投資も増加傾向となり、「家具統計(経済産業省)」の金属製事務機の販売金額は4月～2月累計で前年比2.4%増となりました。

このような状況のもと当社も売上拡大に向け、物件情報の早期収集、モックアップ提案、特注品対応など積極的な受注活動に努め、主力のデスク製品が堅調に推移しました。また、2015年発売以来ご好評をいただいている電動昇降デスク「Swift(スイフト)」をリニューアルした「Swift Nex(スイフト ネックス)」を発売するなど新製品開発にも注力しました。その結果、売上高は前期比7.7%増の112億4千8百万円となりました。

損益面につきましては、仕入コストダウン、諸経費の削減、業務改善活動による生産性向上などの原価低減に努めましたが、諸資材価格上昇の影響などにより、経常損失4億3千8百万円(前期は経常損失5億4千8百万円)、当期純損失4億3千9百万円(前期は当期純損失5億5千3百万円)となりました。

(製品分類別の売上状況)

① オフィス環境事業製品

主力製品の売上高前期比は、スイフト(3S)が39.3%減となりましたが、プロユニット・フリーウェイ(DP)27.2%増、プロユニット(DN)10.5%増、アドバンス(3V)17.4%増、ワークツール(DD)36.7%増となり、全体では前期比11.5%増の103億3千3百万円の売上高となりました。

② 施設環境事業製品

医療施設用家具(LT)が前期比37.6%増、教育施設用家具(93)が前期比63.9%増となりましたが、医療施設用家具(L8)前期比32.7%減、研究施設用家具(L7)前期比15.8%減となり、全体では前期比4.5%減の4億7千万円の売上高となりました。

③ 商環境事業製品

平台、宅配ボックス(SX)が前期比59.7%減となり、全体では前期比59.6%減の1億1千2百万円の売上高となりました。

④ その他の製品等の売上高は3億3千1百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、2億4千万円となりました。主な設備投資は、PUR接着ライン更新(5千5百万円)、ハイブリッドベンダー(2千1百万円)、新製品および既存製品改良のための金型(6千7百万円)等であります。なお本設備投資に必要な資金は自己資金にて賄いました。

(3) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、資源価格、エネルギー価格の更なる高騰や地政学リスクの高まり、急激な為替変動などが懸念され、依然予断を許さない状況にあります。

このような状況のもと当社といたしましては、

- ① 収益改善
- ② 新製品開発
- ③ 受注生産対応
- ④ 品質管理の徹底

を重点課題として、その実現に全力をあげて取り組む所存でございます。

(4) 財産および損益の状況の推移

	第 64 期 (2021 年 3 月期)	第 65 期 (2022 年 3 月期)	第 66 期 (2023 年 3 月期)	第 67 期(当期) (2024 年 3 月期)
売上高(千円)	10,427,072	9,363,152	10,444,511	11,248,840
経常利益(千円)	△73,452	△483,217	△548,954	△438,713
当期純利益(千円)	△1,906,296	△486,652	△553,818	△439,373
一株当たり 当期純利益(円)	△255.2	△65.1	△74.1	△58.8
総資産(千円)	6,320,582	5,356,145	5,028,250	4,637,536

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 第 64 期において当期純利益が大幅に減少した主な要因は、不動産売却により摂津倉庫売却損失(13 億 9 千 5 百万円)、繰延税金資産取り崩しにより法人税等調整額(4 億 3 千 6 百万円)を計上したことによります。

(5) 主要な事業内容

分 類	主 要 品 目
オフィス環境事業製品の製造・販売	事務用机、デスクトップパネル、サイドワゴン等
施設環境事業製品の製造・販売	医療施設、教育施設、研究施設用家具等
商環境事業製品の製造・販売	店舗用商品陳列什器等
その他製品の製造・販売	部品、試作品等

(6) 主要な事業所

本社工場 大阪府東大阪市稲田上町2丁目8番63号

(7) 従業員の状況

2024年3月31日現在

従業員数		前期比	平均年齢	平均勤続年数
	人	人	才	年
男 子	198	+4	43.2	23.2
女 子	20	±0	42.2	21.0
合 計	218	+4	43.1	23.0

(注) 1. 従業員数には当社から他社への出向者を含んでおりません。

2. 従業員数には臨時従業員(派遣、パート及びアルバイト)は含んでおりません。

(8) 重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社オカムラであり、同社は当社の株式を7,470千株(出資比率100.0%)保有しています。当社は親会社から鋼製家具等の生産を委託され納入いたしております。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 50,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,470,000株

(3) 株主数 1名

(4) 大株主

株 主 名	持株数(株)	出資比率(%)
株式会社オカムラ	7,470,000	100.0

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の状況

2024年3月31日現在

役 職 名	氏 名	他の法人等の代表状況及び 重要な兼職の状況
代表取締役 社長	栗 原 実 良	(株)山陽オカムラ 取締役
取締役	中 村 雅 行	(株)オカムラ 代表取締役 社長執行役員
取締役	荒 川 和 巳	(株)オカムラ 取締役 常務執行役員 生産本 部長
取締役 管理部長	浅 尾 昌 秀	
監査役	有 吉 真 二	(株)オカムラ 執行役員 オフィス環境事業 本部 営業本部 関西支社長
監査役	尾 島 恭 朗	(株)オカムラ コーポレート担当 経理部長

4. 業務の適正を確保するための体制に関する事項（内部統制システム構築の基本方針）

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、社内規則に則り適切に保存及び管理する。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、環境、品質、情報セキュリティ等に係る各種リスクについては、それぞれの担当部門にて、必要に応じ規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適正かつ効率的に職務の執行が行われるよう、職務権限及び意思決定ルールを定める。効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るため、全社及び各部門毎に年度予算の策定を行い、その適切な運用を行う。

（4）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

親会社が定めた「行動憲章および行動規範」を、法令及び定款を遵守した行動をとるための当社の指針とする。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当取締役を任命して、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

（5）会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社の定めた「行動憲章および行動規範」をグループ共有のものとして認識し、グループ企業一体となった遵法意識の醸成を図る。

また、当社のコンプライアンス担当取締役を親会社が設ける「グループ・コンプライアンス委員会」に出席させ、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

取締役社長は、グループ企業の経営者との定期的な会議に出席し、情報の共有化を図る。

親会社の「関係会社管理規程」に従い、重要事項の決定、情報の共有化を図るとともに、親会社内部監査部門の監査を受入れ、その報告を受ける。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

現在、監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役から求めがあった場合、取締役は監査役と協議の上適切に対応する。

- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項使用人を設置した場合、当該使用人の人事事項については、監査役の意見を尊重する。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定内容、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反の事実について、監査役に遅滞なく報告する。

また、親会社の内部監査部門が実施した内部監査の結果についても、監査役に報告する。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を行うこととする。

監査役は、「経営会議」等の重要な会議に出席することができる。

貸 借 対 照 表

2024年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I. 流 動 資 産	(2,740,108,295)	I. 流 動 負 債	(1,499,885,396)
現金及び預金	755,248,291	買 掛 金	993,996,714
売 掛 金	1,318,944,397	未 払 金	28,512,220
製品及び商品	8,065,731	未払法人税等	660,739
仕 掛 品	115,493,800	未払事業所税	21,191,700
原材料	465,566,323	未払消費税等	46,177,500
貯 蔵 品	38,845,374	未 払 費 用	141,792,290
前 払 費 用	100,000	賞 与 引 当 金	257,000,000
未 収 入 金	37,631,142	預 り 金	10,554,233
その他の流動資産	213,237		
II. 固 定 資 産	(1,897,428,193)	II. 固 定 負 債	(1,131,803,559)
1. 有 形 固 定 資 産	(1,694,066,683)	退職給付引当金	1,131,803,559
建 物	351,141,950		
構 築 物	35,970,078		
機 械 及 び 装 置	1,115,313,914	負債合計	2,631,688,955
車両及び運搬具	182,261	(純 資 産 の 部)	
工具器具及び備品	116,503,947	株 主 資 本	(2,005,847,533)
土 地	63,246,822	1. 資 本 金	100,000,000
建 設 仮 勘 定	11,707,711		
2. 無 形 固 定 資 産	(11,268,010)	2. 利 益 剰 余 金	(1,905,847,533)
電 話 加 入 権	1,570,500	利 益 準 備 金	109,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	9,697,510	その他利益剰余金	
3. 投資その他の資産	(192,093,500)	繰越利益剰余金	1,796,847,533
関 係 会 社 株 式	191,100,000		
敷 金	399,500	純 資 産 合 計	2,005,847,533
そ の 他 の 投 資 等	594,000		
資産合計	4,637,536,488	負債及び純資産合計	4,637,536,488

損 益 計 算 書

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
I. 売 上 高		11,248,840,200
II. 売 上 原 価		11,506,533,020
売 上 総 損 失		257,692,820
III. 販売費及び一般管理費		185,805,699
営 業 損 失		443,498,519
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,033	
雑 収 入	7,670,523	7,672,556
V. 営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,493,971	
雑 損 失	1,393,167	2,887,138
経 常 損 失		438,713,101
税 引 前 当 期 純 損 失		438,713,101
法人税、住民税及び事業税	660,000	
法 人 税 等 調 整 額	0	660,000
当 期 純 損 失		439,373,101

株主資本等変動計算書

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

(単位：円)

	株 主 資 本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	100, 000, 000	109, 000, 000	2, 236, 220, 634	2, 345, 220, 634	2, 445, 220, 634	2, 445, 220, 634
当期変動額						
当期純利益 (△は損失)			△439, 373, 101	△439, 373, 101	△439, 373, 101	△439, 373, 101
当期変動額合計	—	—	△439, 373, 101	△439, 373, 101	△439, 373, 101	△439, 373, 101
当期末残高	100, 000, 000	109, 000, 000	1, 796, 847, 533	1, 905, 847, 533	2, 005, 847, 533	2, 005, 847, 533

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

関連会社株式 : 移動平均法による原価法

其他有価証券

時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商品・製品及び仕掛品 : 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料 : 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産: 定額法

(2) 無形固定資産: 定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき金額を引当計上しており、その計上基準は支給見込額の当期対応負担額であります。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を発生した事業年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定率法により発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 受取手形裏書譲渡額	1,711,068,777円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	10,595,786,549円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	1,318,828,848円
短期金銭債務	205,295,423円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引

売上高	11,149,186,057円
仕入高	1,621,699,535円
その他の営業取引高	131,408,329円
営業取引以外の取引高	920,071円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における発行済株式数

普通株式	7,470,000株
------	------------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産(固定資産の部)

税務上の繰越欠損金	951,145,055円
退職給付引当金	391,490,851円
その他	120,795,394円
繰延税金資産 小計	1,463,431,300円
評価性引当額	△1,463,431,300円
繰延税金資産 合計	0円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

(単位：円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱わかみ	被所有 直接 100.0%	当社製品の販売 製品の購入 役員の兼任	銅製家具等の販売 銅製家具等の購入	11,149,186,057 434,336,581	売掛金 受取手形裏書譲渡額 買掛金	1,317,814,397 1,711,068,777 48,941,970

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 上記各取引金額その他の取引条件は、市場価格等を参考に決定しております。

2. 兄弟会社

(単位：円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱山陽わかみ	所有 直接 39.0%	製品の購入 役員の兼任	銅製家具等の購入	1,187,362,954	買掛金	148,989,755
親会社の子会社	㈱エヌわかみ	所有 直接 7.7%	製品の購入	銅製家具等の購入	795,320,830	買掛金	101,732,304

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 上記各取引金額その他の取引条件は、市場価格等を参考に決定しております。
3. ㈱山陽わかみは「関連会社」にも該当しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	268.5円
1 株当たり当期純損失	58.8円

売上原価及び製造原価明細

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額	主 な 内 容
I. 売 上 原 価		
期首製品及び商品棚卸高	7,893,150	
当期製品製造原価	9,793,974,276	
当期商品仕入高	1,712,731,325	
期末製品及び商品棚卸高	8,065,731	
製品及び商品売上原価	11,506,533,020	
貸 貸 原 価	0	
売上原価合計	11,506,533,020	関連会社からの製品仕入
II. 製 造 原 価		
1. 材 料 費	(6,750,417,646)	
主 材 料 費	1,665,432,584	鋼材
補助材料費	450,597,150	塗料
外注部分品費	4,278,923,657	買入部品
梱包材料費	258,420,241	ダンボール
購買部分品費	57,740,508	ビス、設備工事用資材
外注加工費	39,303,506	
2. 労 務 費	(1,990,940,874)	
工賃給与手当	1,058,197,430	本給、各種手当
賞与	439,670,961	
退職給付費用	76,722,669	
法定福利費	239,960,498	社会保険料
福利厚生費	27,623,013	
雑給	148,766,303	パート、派遣社員
3. 経 費	(1,105,285,384)	
工場消耗品費	130,883,338	
工場電力料	134,803,738	
工場水道料	1,634,676	
工場燃料費	55,937,357	ガス代
減価償却費	379,496,608	
事務用消耗品費	7,772,616	
業務委託費	23,492,150	工場警備、構内清掃
保険料	8,854,360	火災保険、法定外労災保険
賃借料	84,448,813	カメラ情報システム使用料
租税公課	70,433,000	固定資産税、事業所税
修繕費	96,528,493	建物・機械設備等修理、保守
水道光熱費	10,044,911	
運送費	39,676,662	
廃棄物処理費	29,503,965	金属、塗料、樹脂廃材処分
クレーム処理費	135,153	
旅費交通費	10,503,796	
図書教育費	3,596,543	書籍、講習会費用
試験研究費	1,020,084	試作費、試験依頼
環境保全対策費	2,624,360	環境測定、排水処理
雑費	13,894,761	I S O審査等支払手数料
当期製造総費用	9,846,643,904	
期首仕掛品棚卸高	127,303,250	
期末仕掛品棚卸高	115,493,800	
他勘定振替高	64,479,078	
当期製品製造原価	9,793,974,276	社内製作固定資産(設備)

販売費及び一般管理費明細

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額	主 な 内 容
I. 販売費及び一般管理費	(185,805,699)	
運 送 梱 包 費	4,289,711	倉庫荷役費
給 与 手 当	107,575,509	管理部門給与、役員報酬
賞 与	26,200,219	
退 職 給 付 費 用	△10,509,950	
法 定 福 利 費	19,621,299	社会保険料
福 利 厚 生 費	912,740	
雑 給	3,837,592	パート、派遣社員
旅 費 交 通 費	2,924,285	
消 耗 品 費	2,850,753	
減 価 償 却 費	1,743,187	
租 税 公 課	1,796,235	
賃 借 料	8,876,645	社宅賃借料、倉庫賃借料
交 際 費	630,910	
修 繕 費	338,262	
通 信 費	1,176,494	
支 払 報 酬 手 数 料	3,913,111	金融機関、税理士、産業医
業 務 委 託 費	3,942,000	人事総務業務委託
雑 費	5,686,697	図書教育費、各種団体会費

第67期

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

株式会社 関西オカムラ
代表取締役 栗原実良

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	償却累計率(%)
有形固定資産	建物	379,300,495	10,475,810	766,742	37,867,613	351,141,950	2,068,869,362	85.5
	構築物	15,174,390	22,520,000	1	1,724,311	35,970,078	176,303,475	83.1
	機械及び装置	1,221,365,406	122,283,071	726,678	227,607,885	1,115,313,914	4,913,215,165	81.5
	車両及び運搬具	263,261	—	—	81,000	182,261	4,156,930	95.8
	工具器具及び備品	142,108,798	83,426,945	550	109,031,246	116,503,947	3,433,241,617	96.7
	土地	63,246,822	—	—	—	63,246,822	—	—
	建設仮勘定	9,520,688	26,187,023	24,000,000	—	11,707,711	—	—
	計	1,830,979,860	264,892,849	25,493,971	376,312,055	1,694,066,683	10,595,786,549	—
無形固定資産	電話加入権	1,570,500	—	—	—	1,570,500		
	ソフトウェア	14,625,250	—	—	4,927,740	9,697,510		
	計	16,195,750	—	—	4,927,740	11,268,010		

(注) 1. 機械及び装置の当期増加額の主なものは、PUR接着ライン更新(55 百万円)、ハイブリッドベンダー(21 百万円)であります。

2. 工具器具及び備品の当期増加額の主なものは、金型(67 百万円)であります。

2. 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	その他	
賞与引当金	170,000,000	257,000,000	170,000,000	—	257,000,000
退職給付引当金	1,169,160,088	52,994,755	90,351,284	—	1,131,803,559

(注) 1. 引当金の計上の理由及び額の算定の方法は個別注記表に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：円)

勘 定 科 目	金 額	摘 要
製 品 保 管 料	4,289,711	
役 員 報 酬	38,886,500	
給 料 手 当	84,528,581	
賞 与 引 当 金 繰 入	10,360,647	
退 職 給 付 費 用	△10,509,950	
法 定 福 利 費	19,621,299	
福 利 厚 生 費	912,740	
雑 給	3,837,592	
旅 費 交 通 費	2,924,285	
消 耗 品 費	2,850,753	
減 価 償 却 費	1,743,187	
租 税 公 課	1,796,235	
賃 借 料	8,876,645	
交 際 費	630,910	
修 繕 費	338,262	
通 信 費	1,176,494	
支 払 報 酬 手 数 料	3,913,111	
業 務 委 託 費	3,942,000	
雑 費	5,686,697	
合 計	185,805,699	

監査報告書

私たち監査役は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第67期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第36条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年5月7日

株式会社 関西オカムラ

監査役 有 吉 真 二

印



監査役 尾 島 恭 朗

印

